

農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策

令和9年度予算概算要求額 9,970百万円（前年度 7,045百万円）の内数

<対策のポイント>

都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に関する取組を優先します。また、モデル的な取組、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

<事業目標>

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借を活用した市区町村数（145市区町村）〔令和11年度まで〕

<事業の内容>

1. 都市農業機能発揮支援事業

【事業期間：2年 交付率：定額】

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

【事業期間：3年（最終年度は自走期間として交付金なし） 交付率：定額】

① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討、都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備、都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。【上限250万円/年】

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。【上限100万円/年】

ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。【上限150万円/年】

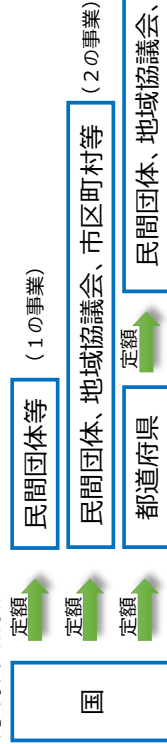
② モデル支援型

複数の地域が連携して一体的に都市農業の振興につながる新たな取組を実施し、その内容をガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援します。【上限700万円/年】

③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。【上限600万円/年】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

都市農業機能発揮支援



都市農業アドバイザーの派遣



税・相続に関する講習会



都市住民への理解醸成や効果的な情報発信

● 地域支援型



都市住民と共生する農業経営の検討



都市住民との交流促進



防災機能の維持・強化
井戸の整備

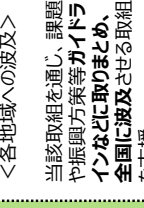
● モデル支援型



農作業体験会の開催



環境負荷低減への取組



当該取組を通じ、課題や振興方策等ガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援。



都市農地創設支援型



駐車場を活用し、コミュニティ農園を創設



都市農業者（担い手）

（2の事業）

【お問い合わせ先】

農村振興局農村計画課

（03-3502-5948）

鳥獣被害防止対策とジビエ利用の推進

令和9年度予算概算要求額 19,932百万円（前年度 9,982百万円）

＜対策のポイント＞

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与えるシカ・イノシシ・クマ等による鳥獣被害の防止のため、広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策やジビエ利用拡大への取組等を支援します。また、森林における効果的・効率的なシカ捕獲の取組を実施、支援します。

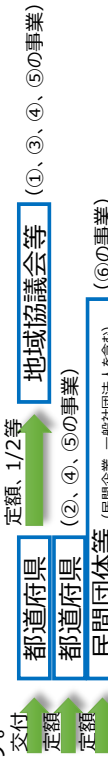
＜事業目標＞

- 野生鳥獣による農作物被害の総産出額に対する割合（0.24%（被害額：140億円）〔令和11年度まで〕）
- 捕獲鳥獣のジビエ利用量（4,000t〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 19,574百万円（前年度 9,900百万円）
 - ① 鳥獣被害防止総合支援事業
シカやイノシシ、クマ、サル等への対応など被害防止計画に基づき地域ぐるみの取組や、強固な侵入防止柵の整備、自治体の体制強化、ジビエ利用拡大等を支援します。
 - ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策、広域捕獲に係る取組等を支援します。
 - ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動に係る取組を支援します。
 - ④ シカ・クマ特別対策等事業
シカの集中捕獲や、クマの捕獲対策等を体制整備と併せて支援します。
 - ⑤ スマート捕獲等普及加速化事業
スマート鳥獣被害対策と農地周辺での加害性の高い個体の重点的な捕獲対策等を行うモデル地区の整備・横展開を支援します。
 - ⑥ 鳥獣被害対策基盤支援事業
被害対策推進のための人材育成、ジビエ利用推進のためのハンターや処理加工施設向けの研修、ペットフードへの利用促進、消費拡大に向けた情報発信等を支援します。
- 【関連】 鳥獣被害対策タスクフォースへの支援
交付金の各メニューにおいて、対策の高度化に取り組む重点支援対象市町村に対し、重点的に支援します。

＜事業の流れ＞



2. シカ等による森林被害緊急対策事業 359百万円（前年度 82百万円）
林業関係者と地域関係者が連携し、シカ捕獲ポイントの特定調査など、効果的な捕獲に必要な取組を実施、支援するとともに、再造林地でのシカ捕獲・防護手法の実証支援や国有林における国土保全のための広域的なシカ捕獲を実施します。

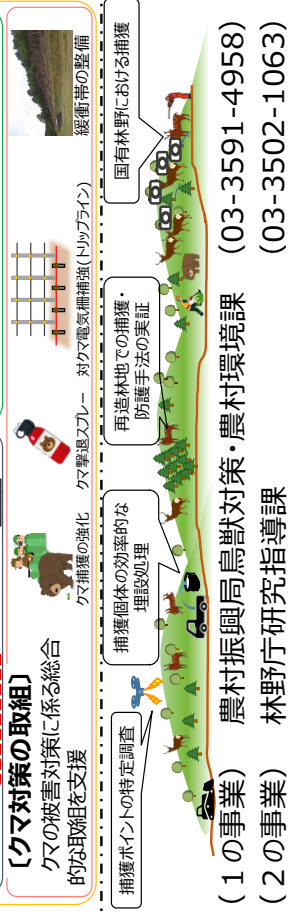
※国有林においては、直轄で実施

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【総合的な鳥獣対策・ジビエ利用推進への支援】



- (1) の事業) 農村振興局鳥獣対策・農村環境課 (03-3591-4958)
- (2) の事業) 林野庁研究指導課 (03-3502-1063)

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

令和9年度予算概算要求額 300百万円（前年度 300百万円）

<対策のポイント>

火山活動による降灰被害を受ける地域において、農作物への被害を防除・最小化するために必要な施設等の整備を支援します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（21万ha〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災宮農施設整備計画の対象地域において、以下の支援を実施します。

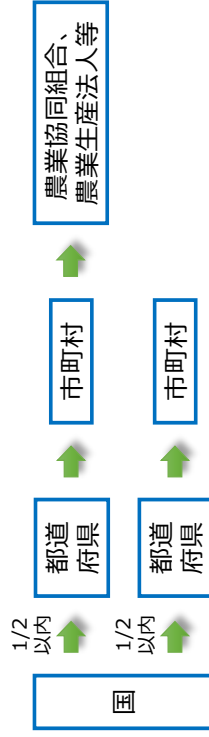
1. 施設整備等

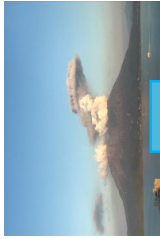
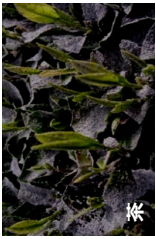
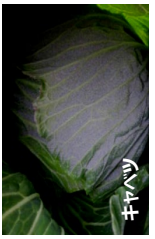
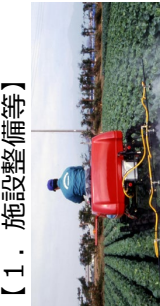
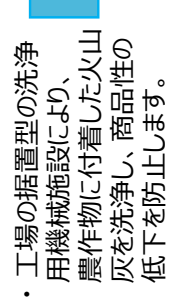
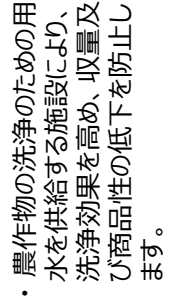
降灰被害を防除・最小化するために必要な洗淨用機械施設整備等を支援します。

2. 関連整備等

1に関連する一体的な整備等を支援します。

<事業の流れ>



火山の噴火	農作物への降灰 (茶、露地野菜等)	洗淨された農作物
		
		
		
		
		

【1. 施設整備等】

- ・乗用型洗淨用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗淨し、収量及び商品性の低下を防止します。
- ・工場の据置型の洗淨用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗淨し、商品性の低下を防止します。

【2. 関連整備等】

- ・農作物の洗淨のための用水を供給する施設により、洗淨効果を高め、収量及び商品性の低下を防止します。